

呉市物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程

(趣旨)

第1条 呉市における物件の買入れ、借入れ及び売払い、製造及び修繕の請負、業務の委託等に係る契約（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）の請負、土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造の請負並びに測量、建設コンサルタント（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントをいう。以下同じ。）、補償コンサルタント（公共工事の施行に伴い必要となる土地、建物等の調査、評価、補償金算定業務その他の公共補償に関する業務を行う者をいう。以下同じ。）及び地質調査に係る業務の委託に係る契約を除く。）に関し、呉市契約規則（昭和39年呉市規則第50号）に規定する一般競争入札若しくは指名競争入札に参加し、又は随意契約の相手方となる者についての必要な資格（以下「入札参加等資格」という。）、指名競争入札に参加し、又は随意契約の相手方となる者の選定等については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(資格審査の実施)

第2条 入札参加等資格に係る審査（以下「資格審査」という。）は、4年に1回定期にこれを行うほか、別に定めるところにより随時に行うものとする。

(申請書の提出)

第3条 市長は、資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）から入札参加等資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

2 申請書には、次に掲げる書類又はその写し及び宛名を記載し切手を貼付した返信用封筒を添付しなければならない。

- (1) 登記事項証明書（申請者が個人の場合は、身分証明書）
- (2) 印鑑証明書
- (3) 納税に関する誓約書等

ア 申請者及びその代表者並びに代理人（呉市との契約に係る入札及び見積り並びに契約の締結に関する権限を受任した者に限る。第5条第2項及び第11条第1項第2号において同じ。）の納税に関する誓約書

イ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

- (4) 財務諸表等（直前1年分又はこれに準じるもの）

ア 法人 貸借対照表及び損益計算書

イ 個人 確定申告書又は貸借対照表

- (5) 委任状（代理人を選任する場合に限る。）
- (6) 使用印鑑届
- (7) 営業上必要とする許可，登録等を有していることを証する書類，個人の資格者証等
- (8) その他市長が必要と認めるもの

3 申請書の提出期間は，次のとおりとする。

- (1) 定期の資格審査 当該審査を行う年度の前年度11月から1月までの間で契約課長が定める期間
- (2) 随時の資格審査 契約課長が定める期間
(申請者の条件)

第4条 申請者に必要な条件は，次のとおりとする。

- (1) 継続して1年以上その事業を営んでいること。
- (2) 営業上必要とする許可，登録等を有していること。
- (3) 呉市税及び消費税を適正に納付していること。

2 前項第1号の規定にかかわらず，申請者が営業を承継した場合において，次の各号のいずれかに該当するときは，当該被承継人が事業を営んでいた期間は，当該承継人である申請者が事業を営んでいる期間にこれを通算するものとする。

- (1) 相続があったとき。
- (2) 個人事業者が，会社を設立し，その会社はその営業を譲渡し，その会社の取締役就任し，現にその任にあるとき。
- (3) 会社が解散し，その会社の取締役がその営業を譲り受け，個人事業者となったとき。
- (4) 合併により解散した会社の取締役が，合併により新設され，又は合併後存続する会社の取締役に就任し，現にその任にあるとき。
- (5) 会社がその組織を変更し，他の種類の会社となったとき。
- (6) その他営業の譲渡等で継続性が認められるとき。

(有資格業者の認定)

第5条 財務部長及び上下水道局経営総務部長は，第3条の規定による申請があったときは，その内容を審査するとともに，当該申請者が，前条第1項各号の条件を満たし，かつ，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者には該当しない者であるかどうかを確認の上，入札参加等資格がある者（以下「有資格業者」という。）としての認定又は不認定を

するものとする。

- 2 財務部長及び上下水道局経営総務部長は、前項の認定をしたときは、有資格業者を市内業者（呉市内に本店又は代理人が所属する支店等（印刷業者にあつては、これらに加え呉市内に自らの印刷所）を有する者をいう。以下同じ。）及び市外業者（市内業者以外の者をいう。以下同じ。）に区分するものとする。

（資格の有効期間）

第6条 入札参加等資格の有効期間は、当該認定がされたときから次期の定期の資格審査に基づき入札参加等資格が認定されるときまでとする。

（資格認定通知等）

第7条 契約課長は、第5条の規定により有資格業者の認定又は不認定がされたときは、当該申請者に対して入札参加等資格認定（不認定）通知書を送付するものとする。

（有資格業者名簿）

第8条 契約課長は、前条の規定により有資格業者の認定通知をしたときは、呉市入札参加等有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）を作成し、関係課長にこれを通知しなければならない。

（変更等の届出）

第9条 有資格業者は、第7条の規定により認定の通知を受けた後において次に掲げる事項に変更があつたときは、入札参加等資格審査申請事項変更届により、その旨を届け出なければならない。

- （1）所在地（住所）
- （2）商号又は名称
- （3）代表者の氏名（個人の場合は、その者の氏名）
- （4）代理人
- （5）電話番号及びファクシミリ番号
- （6）印鑑証明に係る印鑑又は使用印鑑
- （7）組織内容

- 2 契約課長は、前項の規定による届出があつた場合は、審査の上、認定の内容を変更し、同項第1号から第4号までの事項に変更があるときは、有資格業者名簿を変更し、関係課長にこれを通知しなければならない。

（資格の認定の取消し等）

第10条 財務部長及び上下水道局経営総務部長は、有資格業者が第4条第1項各号の条件を満たす

ことができなくなったとき若しくは地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき又は不正の手段で入札参加等資格の認定を受けたと認められるときは、当該認定を取り消すものとする。

2 財務部長及び上下水道局経営総務部長は、有資格業者から当該入札参加等資格の認定に係る辞退の届出があったときは、直ちに当該認定を取り消すものとする。

3 契約課長は、前2項の規定により認定を取り消したときは、入札参加等資格認定取消通知書により当該業者に通知するとともに有資格業者名簿から抹消し、関係課長にこれを通知しなければならない。

(指名業者の選定基準)

第11条 指名業者を選定しようとするときは、次に掲げる事項を総合的に勘案しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状態
- (2) 有資格業者及びその代表者並びに代理人に係る呉市税の納付状況
- (3) 納入成績
- (4) 納入、保守等の迅速性及び適性
- (5) 当該契約履行に対する地理的条件
- (6) 当該契約履行についての技術的適性

2 前項の場合において、財務部長及び上下水道局経営総務部長は、契約内容に応じて特に必要があると認めたときは、当該契約に係る入札に参加する者に必要な選定基準を別に定めることができる。

(指名競争入札の業者選定)

第12条 物品の購入又は印刷製本、被服等の製造等の請負の契約に係る指名競争入札の指名業者については、あらかじめ契約課長が有資格業者のうちから市内業者を調査の上、選考し、呉市事務決裁規程（昭和58年呉市訓令第4号。以下「決裁規程」という。）別表第1の3財務その他に関する事項の表に規定するそれぞれの費目の支出の決定に係る決裁区分に応じ、当該決裁権者が課長の場合は契約課長が、部長の場合は財務部長が、副市長の場合は担当副市長が選定に係る専決をする。ただし、当該調査の結果、指名できる市内業者が1人の場合又は市内業者にその能力がないと認められる場合は、市外業者を選定することができる。

2 前項に規定する契約以外の契約に係る指名競争入札の指名業者については、あらかじめ当該契約の担当課長が有資格業者のうちから市内業者を調査の上、選考し、決裁規程別表第1の3財務その他に関する事項の表に規定するそれぞれの費目の支出の決定に係る決裁区分に応じ、当該決

裁権者が課長又は部長の場合は担当部長が、副市長の場合は担当副市長が選定に係る専決をする。ただし、当該調査の結果、指名できる市内業者が4人以内の場合又は市内業者にその能力がないと認められる場合は、市外業者を選定することができる。

- 3 前項又は第6項の規定により読み替えて適用される前項の規定による指名業者の選定が困難と認められる場合は、これらの項のいずれかの規定にかかわらず、呉市が発注する建設工事の請負、土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造の請負並びに測量、建設コンサルタント、補償コンサルタント及び地質調査に係る業務の委託に係る契約に関して呉市契約規則に規定する一般競争入札若しくは指名競争入札に参加し、又は随意契約の相手方となる者として必要な資格がある者（以下「工事契約等有資格業者」という。）のうちから指名業者を選定することができる。
- 4 第2項又は第6項の規定により読み替えて適用される第2項の規定は、前項の規定による指名業者の選定に準用する。
- 5 第3項の規定により指名業者を選定する場合は、工事契約等有資格業者のみから選定するものとし、有資格業者からは選定しないものとする。
- 6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの項に規定する契約のうち水道事業、工業用水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）に係るものについては、第1項中「呉市事務決裁規程（昭和58年呉市訓令第4号。以下「決裁規程」という。）」とあるのは「呉市上下水道局事務決裁規程（平成25年呉市上下水道局規程第6号）」と、「財務部長が、副市長の場合は担当副市長」とあるのは「財務部長」と、第2項中「決裁規程」とあるのは「呉市上下水道局事務決裁規程」と、「担当部長が、副市長の場合は担当副市長」とあるのは「担当部長」と読み替えて、これらの規定を適用する。

（随意契約の業者選定）

第13条 物品の購入又は印刷製本、被服等の製造等の請負に係る随意契約の相手方となる業者については、契約課長が有資格業者のうちから業者を選考し、決裁規程別表第1の3財務その他に関する事項の表に規定するそれぞれの費目の支出の決定に係る決裁区分に応じ、当該決裁権者が課長の場合は契約課長が、部長の場合は財務部長が、副市長の場合は担当副市長が選定に係る専決をする。ただし、呉市物品会計規則（昭和39年呉市規則第51号）第10条の2各号に掲げる物品で同条の規定により物品管理者が物品購入の手続をとるものの購入に係る随意契約の相手方となる業者については、担当課長が有資格業者のうちから業者を選考し、決裁規程別表第1の3財務その他に関する事項の表に規定するそれぞれの費目の支出の決定に係る決裁区分に応じ、当該決裁

権者が課長の場合は担当課長が、部長の場合は担当部長が、副市長の場合は担当副市長が選定に係る専決をする。

- 2 前項に規定する随意契約以外の随意契約の相手方となる業者については、あらかじめ当該契約の担当課長が有資格業者のうちから業者を選考し、決裁規程別表第1の3財務その他に関する事項の表に規定するそれぞれの費目の支出の決定に係る決裁区分に応じ、当該決裁権者が課長又は部長の場合は担当部長が、副市長の場合は担当副市長が選定に係る専決をする。ただし、呉市契約規則第28条の規定により随意契約をする場合は、担当課長が選定に係る専決をする。
- 3 前2項及び次項の規定により読み替えて適用される前2項の規定により有資格業者のうちから業者を選定することが著しく困難なときは、有資格業者以外の業者を選定することができる。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの項に規定する随意契約のうち上下水道事業に係るものについては、第1項中「決裁規程」とあるのは「呉市上下水道局事務決裁規程（平成25年呉市上下水道局規程第6号）」と、「財務部長が、副市長の場合は担当副市長」とあるのは「財務部長」と、「呉市物品会計規則（昭和39年呉市規則第51号）第10条の2各号に掲げる物品で同条の規定により物品管理者が物品購入の手続をとるもの」とあるのは「上下水道事業管理者が別に定める物品」と、「担当部長が、副市長の場合は担当副市長」とあるのは「担当部長」と、第2項中「決裁規程」とあるのは「呉市上下水道局事務決裁規程」と、「担当部長が、副市長の場合は担当副市長」とあるのは「担当部長」と、「呉市契約規則」とあるのは「呉市上下水道局契約規程（平成25年呉市上下水道局規程第8号）」の規定によりその例によることとされた呉市契約規則」と読み替えて、これらの規定を適用する。